一般競争入札実施要領

中野区総合図書館システム構築にかかる 機器の賃貸借契約

- ·募集告知 令和 6(2024)年 6 月 17 日 (月)
- ・参加表明書等の提出期限令和6(2024)年7月1日(月)午後3時
- ·質問受付期間 令和 6(2024)年 6 月 17 日(月) ~ 6 月 25 日(火)(午後 3 時まで)
- ・質問に対する回答期限令和6(2024)年6月28日(金)
- ・入札書の提出期限令和6(2024)年7月12日(金)午後3時
- ·選定結果通知予定 令和 6(2024)年 7月 16日(火)

〒164-0001 東京都中野区中野二丁目 9 番 7 号中野区立中央図書館システムリプレイス事務局

TEL 03-5340-5075 FAX 03-5340-5090 E-mail nnl-pj@nakano-library.jp

1. 公募の趣旨

中野区では 2020 年度から順次に地域開放型学校図書館の整備が始まりました。これは、教育大綱及び、教育ビジョン(第3次)を踏まえ、コンピュータシステムの導入など学校図書館の機能の充実を図るとともに、地域における子ども・親子の読書活動を推進し、区民への図書館サービスの利便性向上を図るためです。

また、2021年10月末に本町図書館、東中野図書館を閉館し、2022年2月に、中野東図書館を開館しました。新図書館は区民の学びと自立を支える課題解決支援型の機能を明確にして、地域文化を創造・発信していく「知の拠点」としての役割を担っていきます。新図書館は、一般資料に加えビジネス支援や子育て支援など課題解決支援型の特色ある蔵書構成とするとともに、区民や勤労者の学習や調査研究、あるいは区民の自主活動等に直接的に役立つような専門的な相談や支援、取組等の機能を付加していくこととしております。

これらを踏まえ、2019 年、図書館システムを取り巻く図書館業務が大幅に変更することになるため、 区立図書館システム・学校図書館システムを統合し、中野区統合図書館システムとして構築いたしました。このシステム構築から 5 年がたち、さらなるサービスの向上、区立図書館、学校図書館の連携を行うため、一体的なシステム構築、保守・障害時の対応等を考慮し、同一事業者を選定しました。

2024 年 12 月に予定されている、中野区総合図書館システム(区立図書館システム、学校図書館システム)の再構築実施にともなう、区立図書館システムの構築にかかる機器の調達・賃貸借契約について、中野区立図書館指定管理者基本協定書(令和 3 年度から令和 7 年度)第 10 条(5)に基づき、指定管理者が中心となり、一般競争入札を実施するものです。

2. 賃貸借対象物件

今回調達対象となる機器は以下の通りとする。詳細は別紙、機器詳細リストを参照のこと。

- ① 区立図書館システム業務サーバ等ハードウエア(機器の保守契約を含む)
- ② 区立図書館システム業務端末ハードウエア(機器の保守契約を含む)
- ③ 区立図書館業務に必要な周辺機器類(機器の保守契約を含む)
- ④ 区立図書館システムで利用するソフトウエアパッケージ

3. リース契約条件

3.1. 契約期間

契約期間は以下の通りとする。

契約期間 : 2024 年 12 月 1 日より 60 か月

3.2. 機器の保守

機器の保守については、システム稼動日から 60 か月間の契約を行うが、契約はリース料に含む場合および、年度契約をいずれか選択することができる。年度契約を選択する場合は以下の 6 年度となる。ただし、60 ヶ月間のリース契約期間中は、保守契約に基づき、事業者の責任を持って保守業務を行うものとする(サーバ・クライアント OS のサポート期間終了・部品製造の終了等の理由での保守契約の終了は認めない)。保守の条件、方法については 4.を参照のこと

2024年12月1日 ~ 2025年3月31日 2025年4月1日 ~ 2026年3月31日 2026年4月1日 ~ 2027年3月31日 2027年4月1日 ~ 2028年3月31日 2028年4月1日 ~ 2029年3月31日 2029年4月1日 ~ 2029年11月30日

3.3. リース期間終了後の機器の回収および、データ消去

入札事業者の責任を持ってリース終了後回収し、データ消去を行い、データ消去証明書を指定管理者に提出すること。回収およびデータ消去にかかる費用は本入札額に含むものとする。

3.4. リース契約主及び指定管理者の指定管理期間との関係

リース契約主は指定管理者の代表企業である「株式会社ヴィアックス」とする。なお、株式会社ヴィアックスの財務状況(決算報告書)等を確認したい場合は、「10. 質問と回答」を参照し、申請をすること。

本委託期間・リース契約期間中に現行指定管理事業者以外の事業者を中野区立図書館の指定管理者とした場合は、当該契約の不履行となる期間において、中野区は当該契約と同様の内容で、新たに指定する指定管理者との契約の締結を求めるものとする。

4. 機器の条件

機器は以下の条件で選定すること。

- a) 図書館アプリケーションの安定稼働を担保するため、その対応実績から、本事業では国内 PC の選択を前提とすること。なお、機器仕様(スペック詳細)については、別紙、機器仕様を参照すること
- b) 図書館システムアプリケーションとの親和性を保ち、安定稼働を保証する機器(PC、周辺機器等を選定すること。これを実現できない場合には、事業者の責任をもってその原因究明と対応を行うこと。

5. 機器の保守についての要件

機器の保守については、以下の要件で実施する。

- a) 導入するコンピュータについては、システム運用に支障なく動作するよう保守サービスを日本 語で行うものとする。機器等のトラブルへのサポートや定期点検については、提案業者の責任 で対応するものとする。
- b) 保守対応は、365 日・図書館業務時間帯(8:00~21:00)を対象とする。但し、緊急障害対応 が必要な場合は、時間帯を問わず、迅速に復旧作業にあたること。
- c) 保守の受付は、365 日·図書館業務時間帯で受付可能な状態にすること。
- d) 保守対応はオンサイト対応(現地訪問修理対応)とし、原則、当日中に修理対応が完了する方式とし、早期現状復旧を最優先すること。代替機等の交換や故障機器の返送対応等で職員対応が必要ないようにすること。
- e) サーバ機器、ネットワーク機器の保守対応は、365 日・図書館業務時間帯とし、PC およびプリンタは、365 日・図書館業務時間帯を厳守すること。但し、緊急障害対応が必要な場合は、時間帯を問わず、迅速に復旧作業にあたること。その他の機器は、平日日中の17 時までとする。
- f) 本事業の保守に関する専用の窓口を設けること。
- g) 保守管理責任者を主副それぞれ1名選出し、保守の取りまとめ窓口を担当させること。保守管理責任者は常に連絡が取れる状態とすること。中野区、指定管理者の障害連絡時は、機器の種類に係わらず全て保守管理責任主担当又は副担当を通じて行う。
- h) 保守管理責任者の連絡先及び保守体制の詳細は、あらかじめ指定管理者に書面にて提出すること。また、連絡先や保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに報告し書面にて提示、 了承を得ることとする。
- i) 保守に関する第一窓口は、システム構築業者であるNECネクサソリューションズ株式会社が 行う。契約締結後、保守管理責任者が中野区、指定管理者およびNECネクサソリューションズ 株式会と打合せを実施し、保守内容、対応時間、連絡体制などについて確認、調整を行うこと。

また、保守全般に対する中野区、指定管理者の質問に関して、保守管理責任者は遅滞なく回答をすること。

- j) サーバ障害、ネットワーク機器障害、原因の特定が困難な障害の場合は、現地に赴き、迅速に 障害の調査及び復旧を行うこと。その対応は、土日祝日・夜間を含めた図書館の業務時間内 全てとするが、図書館の業務時間外の緊急時対応も行うこと。
- k) サーバ障害、ネットワーク機器障害、原因の特定が困難な障害の場合、総合図書館システムの 復旧後、動作確認を行うために必要な、システム動作検証作業を協力して行うこと。
- 1) 全てのサーバを対象に、年1回の定期点検を実施すること。定期点検の実施日は、あらかじめ中野区、指定管理者と調整すること。また、点検結果を速やかに指定管理者に報告すること。 定期点検に関わる費用は保守費用に含めること。
- m) 中央図書館等に UPS(無停電電源装置)を設置した場合においては、バッテリ交換を 2 年に 1 回を目処に定期交換作業を行うこと。また、バッテリ交換時期が到来前にバッテリ切れサイン が点灯した場合には速やかにバッテリ交換作業を行うこと。バッテリ費用、交換作業費用は保 守費用に含めること。
- n) 保守及び調整を実施する際には、中野区、指定管理者、システム構築業者に対して事前連絡 を原則とし、実施箇所、実施所要時間などを報告するものとする。
- o) 契約期間中に発生した保守作業については、指定管理者に対し都度及び月次に報告をすること。また、報告書等の履歴保管を行い、中野区及び指定管理者からの請求に基づき、過去に遡った報告に対しても随時提出できるように備えておくこと。
- p) 機器の保守状況について、月次で報告すること。報告は、毎月実施する図書館システム定例会の場で実施する。
- q) 図書館システムにかかわるサポートについては、中野区、指定管理者、システム構築業者と十分に協議し、保守責任範囲を明確にするものとする。
- r) データセンターを利用する場合は、賃貸期間の開始前にデータセンターへの入館ができるにしておくこと。データセンター内設置機器への保守は、入館許可を得た担当者が速やかに対応すること。また、更新時には期限満了前に手続きを行うこと。なお、本手続きの費用は、本契約に含める。

6. 機器の納入

6.1. 納入期限

図書館システムが 12 月より稼働するためには、端末をそれよりも前に導入し、図書館システムのインストールなどを総合図書館システムの構築業者であるNECネクサソリューションズ株式会社が実施する必要がある。調達対象の機器は、以下の期限までに指定した場所に納品する必要がある。ただし、中野区および、指定管理者が特に指定した場合はこの限りではない。

納入期限 : 9月10日

納入場所 : 埼玉県春日部市内

NECネクサソリューションズ株式会社の指定する倉庫

6.2. 納入条件

納入にかかる条件は以下の通りとする。

a) 導入機器については、初期不良等がないかの確認を実施すること。その確認作業を兼ねて、OS(Windows)の基本セットアップを完了させて納品すること。(対象:サーバ、PC全台)

- b) 周辺機器についても同様に、本稼働に向けたセットアップが短期間となることから、初期不良等 の確認を実施した上で納品すること。動作不良が発覚した際には、その代替対応を速やかに実 施し、遅延なく作業が行えるよう努めること。
- c) 総合図書館システムの構築業者であるNECネクサソリューションズ株式会社が実施する機器の現地展開作業の完了後は、各図書館に置かれた空き箱や梱包材の撤去/廃棄を実施すること。その実施タイミングは2024年11月末を想定しているが、別途協議の上、詳細スケジュールを決定するものとする。

7. 参加資格

本件の一般競争入札への参加を希望する事業者は、単独事業者又は共同事業体(以下「共同体」という。)とする。応募者は、次の各号及び「8. 共同事業体応募者の構成及び役割等」の要件をすべて満たしていなければならない。なお、業務の再委託等(委託先が再委託する場合を含む)については、入札時に、体制表を提出するものとし、中野区及び中野区立図書館指定管理者が承認した場合のみ認めるものとする。また再委託業者について次の a)、b)、c)、d)の要件を満たしている事業者とする。

- a) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条 4 第 1 項の規定(契約締結能力を 有しない者等)に該当しないこと。
- b) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱による指名停止、国及び他の自治体の競争 入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措 置を受けた場合についても失格とする。
- c) 中野区契約における暴力団等排除措置要綱(2012 年中野区要綱第 148 号)に定める入札 参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- d) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- e) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格 を有していること。資格がない場合でも本入札に参加はできるものとするが、費用を支払う際 までに登録を行うこと。

8. 共同事業体応募者の構成及び役割等

- a) 応募者は構成員のうちから代表者を1者選定すること。
- b) 参加表明時において、応募者の構成員全てを明らかにし、様式第1_2 共同事業体構成員届及び構成員の間で交わされた協定書(契約書)又は覚書等の写しを提出すること。
- c) 応募者(構成員も含む。)は、他の応募者の構成員となることはできない。(複数の応募者の構成員となることの禁止)
- d) 参加表明後の応募者の構成員の変更は認めない。(構成員の変更の禁止)
- e) 代表者は、中野区立図書館指定管理者との対応窓口となり、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続きを行うこと。
- f) 参加表明書等の区への提出書類については代表者名で作成するが、結果の公表及びその後の契約書の作成にあたっては、共同事業体の名称を使用する。

9. 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところにより必要書類を添付し、申し込むこと。

提 出 書 類	書 式	部 数	提 出 期 限
① 参加表明書	様式1号	1 部	
② 共同事業体構成員届 (共同体で参加する場合)	様式 1_2 号	1 部	令和 6(2024)年 7 月 1 日 午後 3 時
③ 共同事業体協定書等の写し (共同体で応募する場合)		1 部	
④ 体制表	様式 2 号	1部	令和 6(2024)年 7 月 12 日 午後 3 時
⑤ 入札書	様式3号	1 部	

なお、⑤入札書には、購入対象物の明細(提供価格を含む)を添付すること(書式自由)

9.1. 提出先及び提出方法

① 参加表明書の提出

以下の2つの方法により提出すること

- a) 中野区立中央図書館事務室内、中野区立中央図書館システムリプレイス事務局あてまで、午前9時から午後5時、(土曜日、日曜日、祝日、令和6年6月24日を除く)に持参する。参加申込者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票(写しでも可)を持参すること。持参する場合は電子メール、電話などの方法で、中央図書館に連絡すること。
- b) 以下の電子メールアドレスに提出期限までに PDF 等の編集できない形式の添付ファイルにて 送付する。参加申込者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達 サービス受付票の写しを添付すること。メール送付後、中央図書館に対し電話等で受信の確認 をすること。

② 入札書の提出

以下の2つの方法により提出すること

- a) 中野区立中央図書館事務室内、中野区立中央図書館システムリプレイス事務局あてまで、午前9時から午後5時、(土曜日、日曜日、祝日、令和6年6月24日を除く)に持参する。 参加申込者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票(写しでも可)を持参すること。持参する場合は電子メール、電話などの方法で、中央図書館に連絡すること。
- b) 以下の電子メールアドレスに提出期限までに PDF 等の編集できない形式の添付ファイルに て送付する。参加申込者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調 達サービス受付票の写しを添付すること。メール送付後、中央図書館に対し電話等で受信の 確認をすること。

電子メールアドレス:nnl-pj@nakano-library.jp

10.質問及び回答

10.1. 質問方法

様式 7 号:質問書に記入し、中野区立中央図書館システムリプレイス事務局までに電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「総合図書館システム機器入札(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス:nnl-pj@nakano-library.jp

10.2. 質問受付期限

令和6(2024)年6月25日(火)午後3時まで

10.3. 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和 6(2024)年 6 月28日(金)までに、参加表明書を提出した全ての事業者あてに電子メールにて回答する。

11. 選定方法等

契約締結候補者の決定は以下の要領で決定する

- ① 入札額が低いものから契約締結候補者とする。
- ② 当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位者を契約締結候補者と する。

12.結果の公表

審査の結果については、応募者名、契約交渉順位、入札額を中野区立図書館ホームページにて公表する。

13.その他

この入札に参加する事業者は、以下の項目について承認したものとする。

- a) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加者の負担とする。
- b) 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は認めない。
- c) 提出書類は返還しない。
- d) この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。
- e) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正な利益を得ようとした者は、選定業者から除外する。
- f) 入札内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の 法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責 任は、当該参加事業者が負うものとする。
- g) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込そのものを無効とする。